



埼玉県報

第 2 2 2 4 号
平成 22 年 10 月 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の変更\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [土地改良区の役員変更届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [三田ヶ谷土地改良区役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [庄内領用悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな
- 三 代表者の氏名
上杉 真由美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡三芳町大字上富二 一七番地九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は主に埼玉県の地域住民に対して、地域密着型ICT事業を行い地域活性化、商業活性化、コミュニティ、安心安全、人材育成をマネジメントして住みよいまちづくりネットワークを構築し公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウォーターワイズ
- 三 代表者の氏名
齊藤 香
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市大間七五三番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よもぎの会
- 三 代表者の氏名
東原 美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市東方三六八〇番地一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のある方々が豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネットワークひがしこだいら

三 代表者の氏名

清水 義雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市児玉町小平百七十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、本庄市児玉町小平を中心とした地域の自然、文化を守り育て、多くの人に広め活用してもらうこと、ここに住むお年寄りから子どもまでが生きがいをもって、健康で明るい文化生活ができるような地域をつくることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

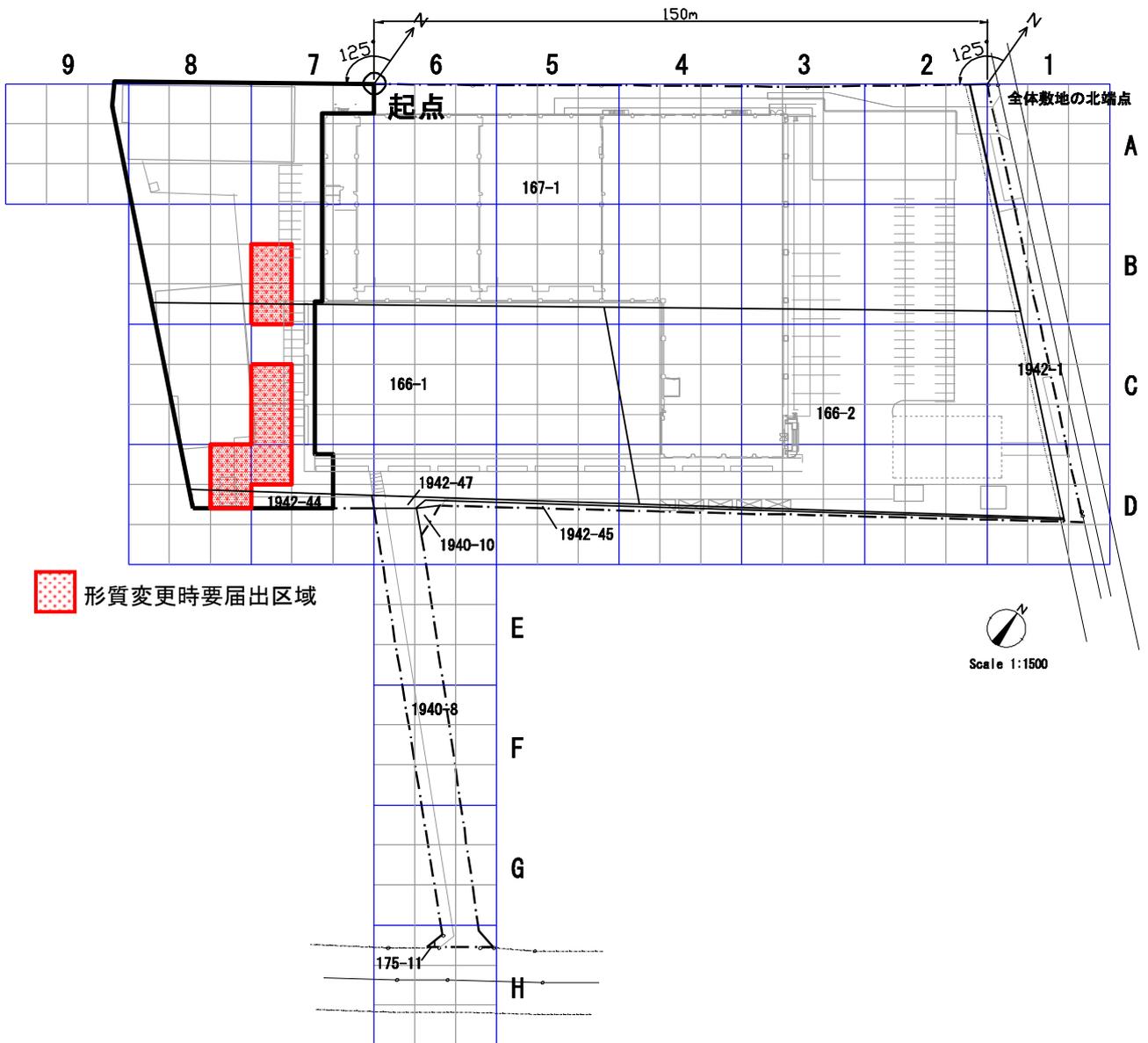
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目一六六番一の一部、一六七番一の一部及び一九四二番四四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



○ 起点

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡1丁目1942番1の最北端(全体敷地の北端)の点を通り南北方向に引いた線を当該最北端の点を支点に左に125°回転させた線において、当該最北端の点から西方向150mの地点。

○ 格子の回転角度 55°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線を起点を支点として右に回転させた角度。

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千二百九十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目一六六番一の一部、一六七番一の一部及び一九四二番四四の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

告示

埼玉県告示第千二百九十九号

平成二十二年埼玉県告示第四百三十号（土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定について）で指定した区域について、次のとおり変更した。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上田清司

変更後	変更前
別図一のとおり（八潮市大字二丁目字下一〇八八番一の一部）	別図二のとおり（八潮市大字二丁目字下一〇八八番一の一部）
トリクロロエチレン	一・一―ジクロロエチレン、シス― 一・二―ジクロロエチレン及びトリ クロロエチレン

別 図1(変更後)

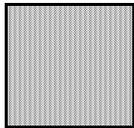
〈起点〉

起点は、八潮市大字二丁目字下1088番1の最北端とする。

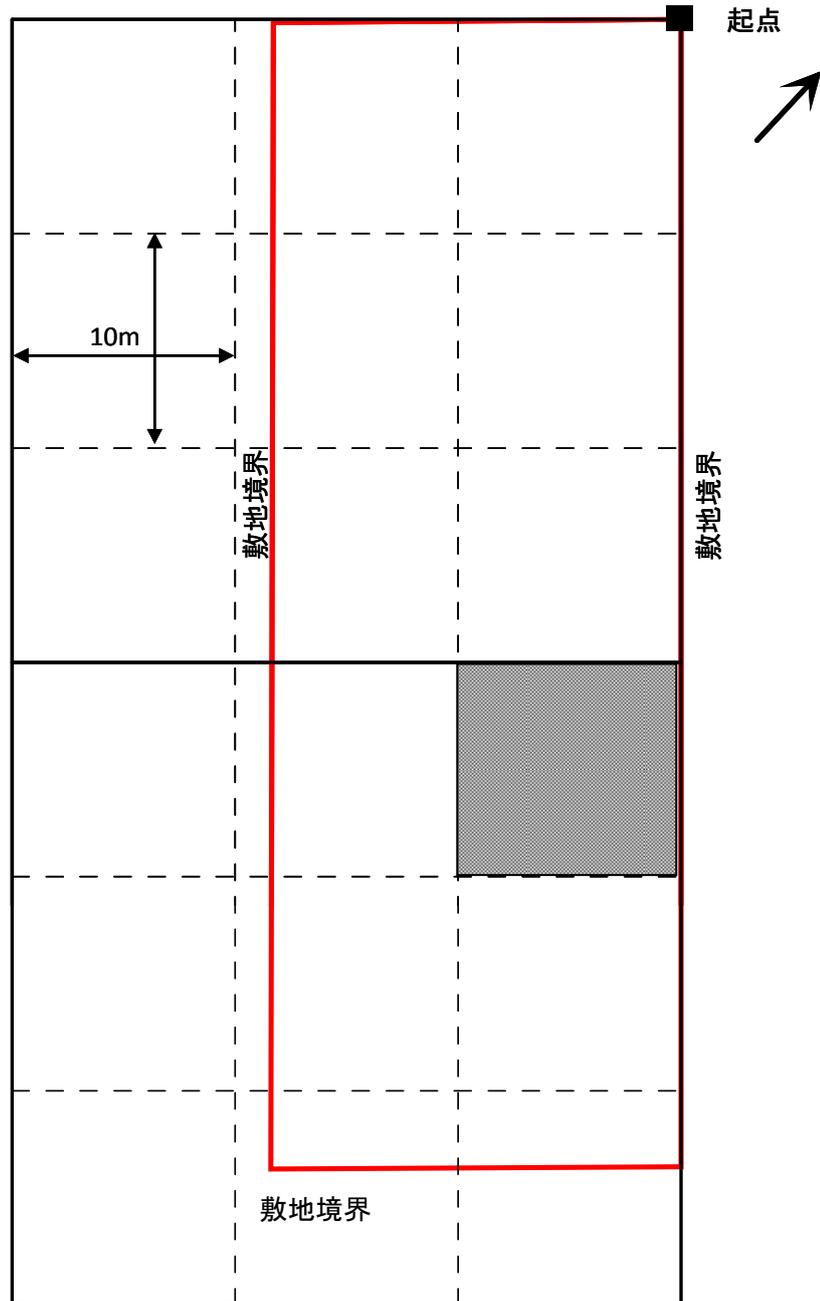
〈格子の回転角度〉

41°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



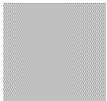
形質時変更
要届出区域

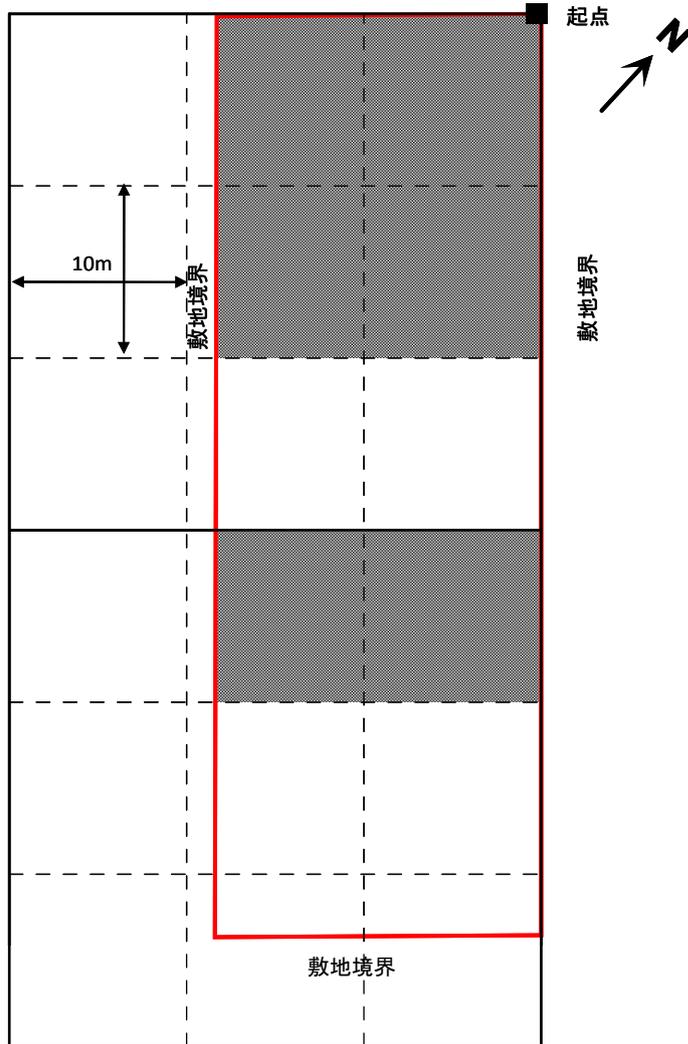


別 図2(変更前)

〈起点〉
起点は、八潮市大字二丁目字下1088番1の最北端とする。

〈格子の回転角度〉
41°
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定区域



告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・住宅地であり住民の安全と通学路の登下校時と重なり又老人福祉センターもあり高齢者の通行も多く子供達も多く住んでおりますので交通指導員の配置及び進入禁止の表示をしてください。

・買い物客の車及び自転車等も多く歩行者も多くなると思います。交通事故のないように交通指導員等の配置を望みます。

・オープン後、市道での入庫待ち車両が周辺の住宅地への侵入をさせないよう交通指導員及び看板の設置や、お客への周知を徹底する事、おねがいします。

二 縦覧期間

平成二十二年十月五日から平成二十二年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽尾北部土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
旧理事	野澤一郎	比企郡滑川町大字山田二五九六一
新		同 同 同 二三九二一

告 示

埼玉県告示第千三百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三田ヶ谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	熊 倉 博	羽生市大字三田ヶ谷四一四番地

告 示

埼玉県告示第千三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	鳴 島 武	春日部市立野

一一二番地一

告示

埼玉県告示第千二百四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十二年十月十四日 午後一時三十分	株式会社信濃住宅	代表取締役 森 秀子	人間郡毛呂山町川角六九五 一〇
平成二十二年十月十四日 午後三時	不動信用	小笠原 祥子	越谷市平方一九〇 五二四

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇一会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月三日

指令川建セ第二二〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月三十日

川建セ第二二〇〇七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上伊草字管田五四一 二の二部、五四二 二の二部、五四三

二の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上伊草五四一 二

有限会社 笛木油店

代表取締役 笛木 徳廣

告 示

埼玉県選管告示第百五十一号

平成二十二年八月一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十四区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年十月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年8月1日執行 埼玉県議会議員補欠選挙(西第十四区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)

9,921,100 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	江野 幸一	所属党派	無所属	7月20日から 期間 第1回分 8月5日まで
出納責任者氏名	小川 孝			

収 入

支 出

			人 件 費	120,000 円
			家 屋 費	4,838 円
			選挙事務所費	4,838 円
			集合会場費	0 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	903,270 円
			広 告 費	189,650 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	83,592 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	55,000 円
その他の寄附	13 件	124,838 円		
その他の収入		1,231,512 円		
今 回 計		1,356,350 円	今 回 計	1,356,350 円
総 計		1,356,350 円	総 計	1,356,350 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	809,400円
	計	809,400円

報告書受理年月日	平成22年8月11日	第 1 回 分
----------	------------	---------